

会員の懲罰に関する細則

2011年5月19日制定

2013年5月22日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

(懲罰の種類等)

第2条 この法人が会員に課す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 訓戒 | 口頭にて将来を戒める |
| (2) 訓告 | 文書にて将来を戒める |
| (3) 譴責 | 始末書を提出させ、将来を戒める |
| (4) 委員会委員の罷免 | 委員会委員を罷免し、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する |
| (5) 役員の罷免 | 役員を罷免し、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止す |
| (6) 認定医資格の停止 | 相当な期間を定めて麻酔科認定医、麻酔科専門医あるいは麻酔科指導医の資格を停止する |
| (7) 会員資格の停止 | 相当な期間を定めて会員の資格を停止する |
| (8) 除名 | 会員としての資格を喪失する |
- 2 前項第4号の委員には、専門部会委員を含むものとし、委員の就任資格停止期間が解除された後は、新たに選出する委員会委員の候補者としてすることができる。
- 3 第1項第5号に該当する者は、役員の就任資格停止期間が解除された後は、この法人の役員選出選挙に立候補することができる。
- 4 第1項第6号に該当する者の認定医資格の有効期間は、認定資格の停止期間を除くものとする。
- 5 第1項第7号に該当する者は、会員資格停止の期間中についてもこの法人の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止中に退会した者は、この法人に再入会することはできない。

(処分の対象)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を、第2条に定める懲罰処分の対象とすることができる。

- (1) 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それがこの法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為
 - (2) 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それがこの法人の名誉及び社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為
 - (3) その他、この法人の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為
- 2 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に付された会員の当該行為に関し、監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の見地から、その内容、程度、状況に応じて懲罰処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

- 第 4 条 理事会は、第 3 条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、直ちに当該行為に係る調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。
- 2 理事会は、調査結果に基づき、第 2 条第 1 項第 8 号の場合を除き、各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分をし、総会の承認を得て、本人に通知する審議し、本条 5 項のただし書きの懲罰については決定する。
 - 3 第 2 条第 4 号から第 7 号の処分の期間は、6 ヶ月以上 3 年未満とする。ただし、刑罰法令に触れる行為のときは、その量刑に応じて 3 年を越えることができる。
 - 4 第 2 条第 1 号から第 7 号の処分を決定するとき並びに第 8 号の除名処分を社員総会の議決に諮る場合は、その前に常務理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。弁明の方式は、第 2 条第 1 号から第 3 号の処分については書面審理を原則とし、第 2 条第 4 号から第 7 号の処分については口頭審理を原則とする。
 - 5 会員に対する処分の決定は、総会の承認を経なければならない。ただし、第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する処分に当っては総会の承認を省略することができる。

(勸告)

- 第 5 条 理事会は、第 2 条第 4 号から第 7 号に掲げる会員の処分に該当する者に、総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、総会に諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。
- 2 理事会は、第 1 項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から総会での決定までの期間を算定することができる。

(細則の変更)

- 第 6 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2011 年 5 月 19 日から施行する。
社団法人日本麻酔科学会から第 2 条と同等の懲戒処分を受けた会員は、この細則による処分規定によって処分された者とする